

ず、深き淵に擲つ。兎また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大きく瞼陣りて、慷慨みて曰はく「憫きかな。今三年徵り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子の形と成りて債を徴りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の債を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかららず彼の報有らむのみ。所以に出曜經に云はく「他に一錢の塩の債を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ驅はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を發す時に生める女子舍利を捲りて産るる縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を發し、いまだ其の塔を造らずして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを懐を転ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懷妊み

て女を生む。左方の手を捲りて產生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいよますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嫗時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈び哺育も。やうやく長大るに隨ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舍利一粒有り。歡喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ことごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舍利を安きて供養し了りぬ。今磐田郡の部内に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立てて後に、其の子忽に死ぬ。聞に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の息利の酒を貸用で償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、薬王寺の為に知識を率引、薬

九登高の屋れがみられる。脚で歩くことができぬ「子を淵に捨てるイメージ」は、書紀・神代の「乳の価格」(上巻二十三縁)には「乳直」とあったを想定してゐるようだ表現。二、「す」「なげす」の表記を「捨」「棄」「投」「擲」「擲捨」と変化させてゐる。三、「うだく」の表記を「携」「抱」「携」と変化させている。

一、上巻三縁。二、中巻五縁。
三、あと三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格(上巻二十三縁)には「乳直」とあったを想定してゐるようだ表現。四、他人に負った債務を返済しないならば、どうして死んだりしない。五、負債を返済せずに死んだならば、未来世にかららずその報がある。六、出曜經・無常品の説話にもとづく。諸經要集・撰文部・債負縁所引の文の取意か。

第三十一縁 今昔物語集・十二ノ二に書承。七金利が納められてゐるのが者(摩訶律・三十六縁)。「塔是收三世仏舍利(世藏律・三十六縁)」は身骨。ふつうは仏の遺骨をいう。「仏身肉身」云何有「舍利」方便留身骨「為益諸衆生」(金光明最勝王經序品)。九未詳。本説話以外に所伝をみない。(一) 静岡県磐田市、磐田郡あたり。(二) 塔を建てる意の表現を「作造」(建・建立・立)と変化させている。(三) 時期は必ずしも高齢での出産をいう。(三) 肉体の能力および器官。(四) 因縁があつたので、あなたは私のこの子を生んだ。この子をあなたと私の子として育てなければならぬ因縁がある。

前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具相は述べられない。(一) 次から次へと伝えられていく様子をあらわす語。

七天平十九年(貞觀)十二月十四日に、伽藍院内に限り百姓の造者を許す、といふ勅(統紀)がみえる。この勅にいふ「塔」が元正太上天皇の不子にかかるつてのものであれば本説話との關係はないものでないならば、本説話に関係するところは大きい。聖武天皇は天平勝玉元年(貞觀)七月二日に退位。したがつて「聖武天皇御世」に造塔が許された時期はかなり限定される。また、「七重」の塔は諸国の國分寺の塔と同じ形である。國分寺には七重の塔が建てられたことは、統紀・天平十三年(貞觀)二月二十四日条、十九年十一月七日条、類聚三才格・三、などにみえる。遠江國の國分寺は本説話にみえる磐田郡に所在したのだが、磐田郡に七重の塔が二基そびえたつたのか、本説話が遠江國の國分寺の塔の縁起説話なのか、あきらかではない。(一) 未詳。

五より高い地位の存在への転生を暗示する。過去世から未來世へとづく得脱の道程の一階と二階と三階がある。二階と三階の間に「原口裕」。不^得。大智度論・三十「無願不得(原口裕)」。

三、前田家本下巻二十六縁訓釈「息利伊良之毛乃那里」。「息利」は、利息、利息を生むこと。

「息利」は、利息を生む酒、の意。「いらす」は、貸し与える意。「いらしのもの」は、貸し与え用の酒。三、借りる。

三、和歌山県海南市あたり。四、和歌山市東勝

承。

第三十二縁 今昔物語集・二十ノ二十二に書

寺に所在。云々上巻三十五縁。
云々薬のための費用として計上されているもの。延喜式・主税に諸國の「薬分料」がみえる(攷註)。僧尼令に酒・肉、五辛を疾病分禁とすることがみえる。それより推せば、薬分・薬分料・薬料などとあるのは、酒のための費用か。この費用が貸し出され、寺が利を得ていた。

「利息」は、利息を払つて借りる。

時に寺の檀越岡田村主石人夢に見らく「其の犢牛石人を追ひ、角を以ちて掌き
付し、足を以ちて蹴む。石人愕え叫ぶ。是に犢牛問ひて言はく「汝我れを知

伏し、涙を流して白して言さく「我れは、桜村に有りし物部磨なり字は塩春と號ふ。是の人存けりし時に、矢を猪に中てずして、我れ當に射たりと念ひ、塩を春きて、往きて荷にむとして、猪無きことを見る。ただし矢のみ地に立てり。里人見て咲ひて、号けて塩春と曰ふ。故に役使はるらくのみ。役はるべき年八年を限る。役はれて五年、いまだ役はれずして二年なり。寺の人慈無く、我が背を打ちて追ひて駆せ使ふ。斯のはなはだ苦び痛むこと、檀越にあらずよりは慇ぶ人無し。故に愁の状を申すなり」とまうす。石人問ひて曰

はく「何を以ちての故に知る」といふ。牡答へて曰はく、「桜の大娘を問ひて虚実を知れ」といふ。大娘は酒を作る家主、すなはち石人の妹なりとみる。独大に怪びて妹の家に往き、具に上の事を陳ぶ。答へていはく、「實に言の如く、酒一斗を貸用、いまだ償はずして死にき」といふ。茲に知寺の僧淨達並に檀越等、因縁を悟り、哀愍する心を垂れて為に経を誦むことを脩ふ。八年を遂し已りて去る所を知らず、また見えず。當に知るべし、債を負ひて償はざれば彼の報無きにあらざることを。あに敢へて忘れむや。所以に成実論に云はく「もし人もののかひを負ひて償はざれば、牛羊寧鹿驢馬等の等きらの中に墮ちて、其の宿の債を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

女人悪しき鬼に点され食瞰はるる縁 第三十二

聖武天皇の世に、國^{こそ}挙りて歌詠^{うた}ひて謂はく「なれをぞよめにほしとたれあむちの^{二三}」

こむちのよろづのこ
南无南無や仙さか文さかも酒持ち
のり法まうし やまの知識あましにあま
しに」といふ。爾の時に大和国十市郡菟知村の東の方に、大に富める家有り。
姓は鏡作造なり。ひとりきみなどく名けて万の子と曰ふ。いまだ嫁はず、い